

岩手県告示第 464 号

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程（昭和 46 年岩手県告示第 521 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）<u>第 11 条の 7 第 4 項</u>の規定により、建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書（以下「概要書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧場所)</p> <p>第 2 条 概要書の閲覧場所は、当該概要書に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する<u>地方振興局土木部又は土木事務所</u>とする。</p> <p>(閲覧時間等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方振興局長（以下「局長」という。）は、概要書の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、概要書の閲覧時間を短縮し、又は概要書を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、局長は、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）<u>第 11 条の 4 第 3 項</u>の規定により、建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書（以下「概要書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧場所)</p> <p>第 2 条 概要書の閲覧場所は、当該概要書に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する<u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所</u>とする。</p> <p>(閲覧時間等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）は、概要書の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、概要書の閲覧時間を短縮し、又は概要書を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、局長は、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。